

○減免を受けることができる障がいの等級（程度）

障がいの区分			障がいの等級（程度）		
身体障害者手帳	視覚障害		1 級から 4 級までの各級		
	聴覚障害		2 級及び 3 級		
	平衡機能障害		3 級		
	音声機能障害		3 級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。）		
	上肢不自由		1 級及び 2 級		
	下肢不自由	障がいのある方が運転する場合		1 級から 6 級までの各級	
		生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合		1 級から 3 級までの各級	
	体幹不自由	障がいのある方が運転する場合		1 級から 3 級までの各級及び 5 級	
		生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合		1 級から 3 級までの各級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能		1 級及び 2 級	
		移動機能		1 級から 6 級までの各級	
	心臓機能障害		1 級及び 3 級		
	じん臓機能障害		同上		
	呼吸器機能障害		同上		
	ぼうこう又は直腸機能障害		同上		
	小腸機能障害		同上		
免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級			
肝臓機能障害		同上			
療育手帳					
障がいの程度が重度のもの（茨城県の療育手帳の場合 A 又は①）					
精神障がい者保健福祉手帳					
精神障害者手帳の 1 級を持つ方で、なおかつ次のいずれかに該当する方					
・ 自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方					
・ 医療費福祉費受給者証をお持ちの方 ・ 障がいの治療のため通院されている方					
戦傷病者手帳 ※お問い合わせください					

★減免申請の手続きには以下の納税義務者のマイナンバー確認書類が必要です。

- ・ マイナンバー確認書類（マイナンバーカードや通知カード、マイナンバー記載の住民票等）
- ・ 身元確認書類（顔写真付き身分証明書）

※マイナンバーカードがある場合は、マイナンバー確認・身元確認の両方が 1 枚で可能です。

★代理人が申請する場合には以下の書類が必要です。

- ・ 代理人の身元確認書類（顔写真付き身分証明書）
- ・ 納税義務者のマイナンバー確認書類（マイナンバーカード・通知カード・マイナンバー記載の住民票等）

※令和 8 年 4 月 1 日以降に身体障害者手帳などの交付を受けた場合は、令和 9 年度からの軽自動車税が減免の対象となります。

※申請様式、構造による減免、公益減免については、村ホームページをご覧ください。お問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目 7 番 1 号
東海村総務部税務課 029-282-1711（代表）
住民税担当（内線）1117, 1118, 1119